

文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金交付要綱

24文総防第679号平成25年4月1日区長決定
一部改正 27文総防第964号平成28年3月31日区長決定
最終改正 2020文総防第872号令和3年3月24日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文建管発第292号）第2条第1項第2号の表の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅等であるもの（以下「中高層共同住宅等」という。）の管理者等に対し、防災対策の実施に係る経費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 防災訓練実施経費助成金 中高層共同住宅等を管理する団体又は個人（以下「管理団体等」という。）
- (2) 備蓄品購入経費助成金 次に掲げる者
 - ア 管理団体等であって、当該年度に前号の防災訓練実施経費助成金を活用して防災訓練を行うもの
 - イ 管理団体等であって、他の管理団体等が前号の防災訓練実施経費助成金を活用して行う防災訓練に参加しているもの
 - ウ 文京区区民防災組織（以下「区民防災組織」という。）であって、その区域内にある中高層共同住宅等の管理団体等が前号の防災訓練実施経費助成金を活用して行う防災訓練に3人以上の代表者が参加しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号ア及びイに掲げる者であって、令和3年度以後に同号の備蓄品購入経費助成金又は文京区区民防災組織等に対する活動助成金交付要綱（8文総防発第130号）による備蓄品購入経費助成金の交付を受けているものは、これらの助成金の交付を受けた年度から当該年度の翌々年度までの間、同号の備蓄品購入経費助成金の交付対象としない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする経費について、区からこの要綱による助成金と同種の助成金等の交付を受けている者は、助成金の交付対象としない。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 防災訓練実施経費助成金 前条第1項第1号に掲げる者が行う防災訓練の実施に係る経費であって、次に掲げるもの
 - ア 防災訓練に必要な資器材の購入経費

イ 訓練参加を呼びかけるための広報活動経費

ウ その他区長が必要があると認めた訓練経費

(2) 備蓄品購入経費助成金 前条第1項第2号ア及びイに掲げる者が支出した飲料水、食料、救助用の資器材その他の備蓄品の購入に係る経費（以下「備蓄品購入経費」という。）

2 助成対象経費のうち助成金の交付決定前に着手した事業に係るものは、助成金の対象としない。ただし、やむを得ない事情により助成金の交付決定前に事業に着手しなければならないと認められるときは、この限りでない。

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 防災訓練実施経費助成金 前条第1項第1号に規定する助成対象経費の額（30,000円を限度とする。）

(2) 備蓄品購入経費助成金 前条第1項第2号に規定する助成対象経費の額（30,000円（その区域内の中高層住宅共同住宅等の管理団体等が前号の防災訓練実施経費助成金を活用して行う防災訓練に、区民防災組織から3人以上の代表者が参加している場合にあつては、それぞれの交付対象者1者につき50,000円）を限度とする。）

2 助成金の交付額は、前項の規定によりそれぞれ算出された額の総額とし、予算の範囲内で定める。

3 第1項第1号の防災訓練実施経費助成金の交付は、一の交付対象者につき当該年度1回限りとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、管理団体等にあつては文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金交付申請書（中高層共同住宅等用）（別記様式第1号）に事業計画書兼支出計画書（別記様式第1号の2）を添えて、区民防災組織にあつては文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金交付申請書（区民防災組織用）（別記様式第2号）を、助成金に係る防災訓練の実施日までに区長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 区長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付することが適当でないとき文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、助成事業を完了したときは、管理団体等にあつては文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金実績報告書（中高層共同住宅等用）（別記様式第5号）に事業報告書兼支出報告書（別記様式第5号の2）を添えて、区民防災組織にあつては文

京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金実績報告書（区民防災組織用）（別記様式6号）を、区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 区長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査の上、交付する助成金の額を確定したときは、文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金額確定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知する。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに区長に助成金の交付を請求しなければならない。

（助成金の支払）

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付の請求があったときは、文京区会計事務規則（昭和39年4月文京区規則第9号）に基づき、交付決定者に対し速やかに助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（助成金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により助成金の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（合同防災訓練の助成金の交付）

第14条 第2条第1項第2号イ及びウに掲げる交付対象者は、文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金合同訓練委任状（別記様式第8号。以下「委任状」という。）により第5条に規定する申請、第8条に規定する実績報告及び第10条の規定による請求を行う権利、助成金の受領を委任する権利を当該交付対象者が参加する防災訓練を行う管理団体等に委任することができる。この場合において、委任を受けた管理団体等は、第5条に規定する申請に当たっては、委任状を添えて提出しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めがあるものを除くほか、助成金の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。